

退職後の健康保険の加入について

退職により船員保険の資格を喪失した場合、新たな健康保険の選択肢として次の3種類があります。

① 国民健康保険

お住まいの市区町村役場にお問い合わせください。

② ご家族の被扶養者

ご家族のお勤め先にお問い合わせください。

③ 船員保険の疾病任意継続

・手続き先：全国健康保険協会船員保険部

・加入条件：①退職日までに、継続して2カ月以上の被保険者期間があること。

②退職日の翌日（資格喪失日）から20日以内に資格取得申出書が船員保険部に届くよう申請すること。

・保険料：全額個人負担となり、退職前の保険料月額
の約2倍が目安となります（保険料月額には上限があります）。

※疾病任意継続の保険料のお支払いについて、納付書に記載された納付期限までに保険料を納付できなかった場合、資格が喪失します。ご注意ください。

※この記事は、全国健康保険協会の資料を基に作成

〔ファクスだより〕

2023年11月17日(金曜日)